

資料編 近現代

三 宝村会規則の制定

明治十三年（一八八〇）九月

（表紙）

南都留郡宝村々会規則

第二章 総則

一 第一条 会議ハ、本村ニ係ル左ノ各款ヲ議定ス

第一款 協議費ヲ以テ支弁スヘキ経費ノ予算、及其賦課并ニ徵集方法

第二款 戸数割ニ係ル地方税ノ割合方法

第三款 金穀公借、其有物取扱、土木起功

第四款 凶荒予備方法

一 第二条 会議ハ、通常会・臨時会ノ二類ニ分ツ

其定期ニ於テ開クモノヲ通常会トシ、臨時ニ開クモノヲ臨時会トス

第一款 風癩・白痴ノ者

第二款 懲役一年以上、及国事犯禁獄一年以上実決ノ刑ニ処セラレタル者

但、満期後七年ヲ経タルモノハ此限ニ非ス

第三款 身代限りノ処分ヲ受、負債ノ弁償ヲ終ヘサル者

第四款 戸長、及協議費ヲ以テ俸給ヲ受クル者

第五款 会議ニ於テ職退者トセラレタル後、四年ヲ経サル者

一 第十二条 議員ヲ選挙スルヲ得ヘキモノハ、男子歳齡二十歳ニシ

テ、本村内ニ於テ地租ヲ納メ、且本村内ニ本籍ヲ定メタル者ニ限ル、但、前条ノ第一款・第二款・第三款・第五款ニ触ル者ハ、選挙人タル事ヲ得ス

一 第十三条 議員ヲ選挙スルトキハ、予メ戸長ヨリ選挙会ヲ開クベ

キ日ヲ定メテ、村内ニ公告スベシ

一 第十四条 選挙人ハ、予メ戸長ヨリ付与シタル投票用紙ニ、自己及ヒ被選人ノ姓名ヲ記シ、予定ノ日之ヲ戸長ニ出スヘシ、其投票多数ヲ得タルモノヲ以テ当選人トシ、同数ナラハ年長ヲ取り、同年ナラハ鬮ヲ以テ之ヲ定ム

一 第十五条 当選人ノ当否ヲ査定スルノ後、戸長ハ其当選人ヲ村役

所ニ呼出シ、当選状ヲ渡シ、当選人ハ請書ヲ出スヘシ、但、当選人請書ヲ出シタル後、戸長ハ其姓名ヲ村内ニ公告スベシ

一 第十六条 議員ノ任期ハ二ケ年トシ、二ケ年毎ニ全数改選スヘシ

一 第三条 通常会・臨時会ヲ論セス、会議ノ議案ハ総テ戸長ヨリ之ヲ発ス、但議員中、会議ニ附セント欲スルモノアルトキハ、開会前ニ戸長ニ出スヘシ、戸長ハ之ヲ取捨シ、其応サニ議スヘシトスルモノハ、議案トシテ、之ヲ発スベシ

一 第四条 第一条ニ掲ケタル事件ハ、総テ会議ノ決ヲ経ルニ非サレバ、施行スルヲ得ス

一 第五条 会議ハ、毎年通常会ノ初ニ於テ、前年度協議費出納決算ノ報告ヲ受ケ、戸長ニ其説明ヲ求ムルヲ得

一 第六条 議事細則ハ、会議ニ於テ議定シ、戸長ノ認可ヲ得テ之ヲ施行ス

一 第七条 会議ハ、議員ノ内招集ニ応ゼズ、又ハ事故ヲ告ゲスシテ参会セサルモノヲ審査シ、其退職者タルヲ決スルヲ得

第二章 選挙

一 第八条 議員ノ定数二十人トス

一 第九条 議長・副議長ハ、議員中ヨリ公選シ、戸長ニ届出ベシ、議長・副議長・議員ハ俸給ナキモノトス

一 第十条 書記ハ、議長之ヲ選ビ、庶務ヲ整理セシム、其俸給ハ会議費ノ内ヨリ之ヲ支給ス

一 第十一条 議員タル事ヲ得ヘキ者ハ、男子二十五歳以上ニシテ、本村内ニ於テ地租ヲ納メ、且本村内ニ本籍ヲ定メタルモノニ限ル

但、左ノ各款ニ触ルモノハ、議員タルヲ得ス

一 第十七条 議長・副議長ハ、議員ノ改選毎ニ之ヲ公選スヘシ

一 第十八条 前二条ノ場合ニ於テハ、前任ノ者ヲ再選スルコトヲ得

一 第十九条 議員中、第十一条ノ場合ニ遭遇スルカ、其他総テ欠員アルトキハ、更ニ之ニ代ル者ヲ選挙ス

第三章

一 第廿条 議員、半数以上出席セサレハ、当日ノ会議ヲ開クヲ得ス

一 第廿一条 会議ハ、多数ニ依テ決ス、可否同数ナルトキハ、議長ノ可否スル処ニ依ル

一 第廿二条 戸長、若クハ其代理人ハ、会議ニ於テ、議案之旨趣ヲ弁明スルヲ得、但、決議ノ数ニ入ルコトヲ得ス

一 第廿三条 議員ハ、会議ニ当リ充分討論ノ権ヲ有ス、然レ共、人身上ニ付、褒貶・毀誉ニ涉ルヲ得ス

一 第廿四条 議場整理スルハ議長ノ職掌トス、若シ規則ニ背キ、議長之ヲ制止シテ、其命ニ順ハサル者アルトキハ、議長ハ之ヲ議場外ニ退去セシムルヲ得

第四章 開閉

一 第廿五条 会議ハ、毎年六月ニ於テ之ヲ開ク、其開閉ハ、戸長之ヲ報告ス

一 第廿六条 通常会期ノ外、会議ニ附スヘキ事アルカ、又ハ議員半数以上ノ求メニ依リ、戸長ハ臨時会ヲ開クコトヲ得

右ハ、本年大政官第十六号布告、并本県乙第四十三号御達ニ奉遵シ、村内一同協議ノ上、村会規則前書ノ通相設候間、御裁定被成下

度奉願上候也

南都留郡宝村

戸長

前田正明^⑧

明治十三年九月十五日

山梨県令藤村紫朗殿

(都留市蔵 宝出張所文書一九六三)

【解説】 区町村会は明治一一年の府県会規則など三新法の制定をきっかけに、県下村々で一斉に村会規則が作られるようになった。宝村のほかに、禾生村は同じ一三年に作られ、盛里村では同一六年にできている。

四 宝村の諸職業取調書

明治一〇年（一八七）八月

右之通り取調候処、相違無御座候、以上

明治十年八月十四日

右村担当

副戸長
小林賢道[㊦]

諸職業取調書

山梨県第三十三区

都留郡 宝 村

第三十三区

区長
牛田八朗殿

大幡分

一 水車	二十七
一 木挽	六
一 生糸商	十二
一 大工	十五
一 左官	七
一 紺屋	三
一 酒造	二
一 馬口勞	五
一 黒鋏	三
一 質屋	二
一 鑄物師	一
一 酒類受売	八
一 中買商	五
一 米穀商	一
一 杣	七
一 焼酎	一
一 旅籠屋	一
一 猟銃	十六
総計	百二十二

職猟	十三	生糸	一
酒類受売	六	中買商	二
米穀商	一	大工	九
杣	四	木挽	一
黒鋏	一	左官	一
水車	十九	酒造	一
馬口勞	二		
六十老人			

右旧五ヶ村へ厚原・川棚御差加へ、本日中区務所御書上有之度、此段申入候也

厚原・川棚は地券総計写、今以不差出候間、是又御督促可被下候

八月十三日

安田信賢拜

事務所

当処

小林 賢 道殿

旧加畑村分

水車	老	生糸商	老
職猟	老	大工	二

木挽	老	左官	三
九人			
金井分			
紺屋	一	水車	一
大工	一	木挽	三
六人			
中津森分			
水車	三	職猟	二
馬口勞	二	紺屋	一
黒鋏	一	大工	一
生糸	五	質屋	一
酒造	一	鑄物師	一
旅籠屋	一	杣	一
中買商	三	旅籠屋	一
廿五人			
平栗分			
水車	一	杣	一
酒類受売	二	黒鋏	一
質屋	一	木挽	一
生糸	五	左官	二
馬口勞	一		
十五人			
記			

杣	旧川棚
大工	奥秋重郎左衛門
大工	三 浦 三十郎
大工	滝本 惣右衛門
水車	村上 平十郎
水車	奥秋重郎左衛門
四人	
五 杣 五 総計	
旧厚原	
紺屋	一
左官	一
二人	

(都留市蔵 宝出張所文書一三三四)

【解説】 農村では農業以外の諸職業はどのくらいあったのだろうか。宝村の取り調べ書を見ると大工などの村抱えの職人、酒類請売などの商人、猟銃や杣など山で生活している人々、そして生糸商などに分類できよう。なお水車は精穀などに従事していたのだろうか。